

老齢基礎年金の額を増やしたい方には「付加年金」という制度があります

国民年金

〈問合先〉 岐阜南年金事務所
☎273-6161

国民年金の第1号被保険者の方（自営業などと学生の方に限られ、サラリーマンなどとその被扶養配偶者の方は除かれます）が20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めると、65歳から788,900円（平成23年度価格）の老齢基礎年金が支給されます。

この年金額を増やしたいという方には、「付加年金」という制度が設けられています。

○付加保険料と付加年金の額

付加年金を受けるためには、通常の保険料とともに、月額400円の付加保険料を納めます。

付加年金の額は、「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間（60カ月）納めたときの総付加保険料額の24,000円（400円×60カ月）に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額12,000円（200円×60カ月）となります。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。

ただし、付加年金は、定額のため「物価スライド制度」はありません。

一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

○付加保険料を納められる方は

付加保険料を納められる方は、次のとおりです。

- ①国民年金の第1号被保険者の方に限られます。
- ②保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。
- ③60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。
- ④国民年金基金の加入員になった方は、付加保険料を納められません。

なお、付加保険料は、納付期限を過ぎると納められません。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。

○加入の手続きと相談先

付加保険料の手続きと相談先は、役場保険医療課または岐阜南年金事務所です。

なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。



住宅用火災警報器の設置はもうお済ですか？

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置の義務化が、平成18年6月1日から施行されています。それ以前に建てられた住宅（既存住宅）については、5年間の猶予期間が設けられておりましたが、平成23年5月31日までと、その期間も残り1カ月と迫ってきました。早めの設置をお願いします。

住宅用火災警報器は、就寝中に発生する火災により、逃げ遅れが多いという統計を基に寝室などに設置することになりました。その

ため、羽島郡でも住宅用火災警報器を寝室などに設置していただくよう呼びかけています。

○設置する箇所

- ・寝室
- ・寝室が2階にあれば2階の階段
- ・寝室が1階だけで3階に居室があれば3階の階段
- ・居室（7㎡以上）が5以上ある階（寝室が無い階）の廊下

○悪質な訪問販売にご注意！

住宅用火災警報器などの設置義務化を契機として、不適切な価格による販売を行う業者にご注意ください。消防署が販売することはありません。

